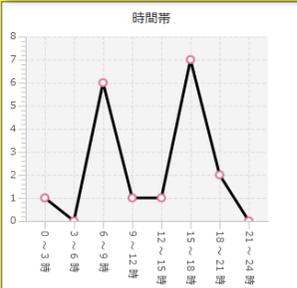
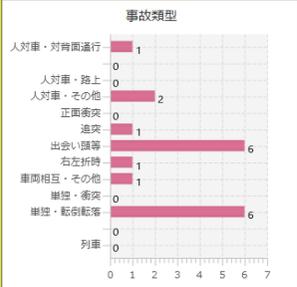
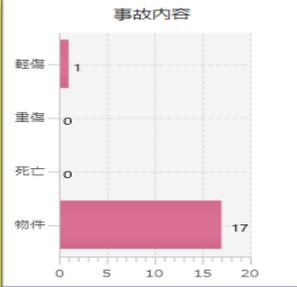


自転車指導啓発重点地区（天理警察署）

令和4年5月

令和2年～3年



☆自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう☆

- 車道は左側を通行
- 歩道は歩行者優先
自転車が行ける歩道でも車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者の妨害になる時は一時停止しましょう。
- 「止まれ」では確実に一時停止を
一時停止場所や見通しの悪い交差点では、必ず一時停止しましょう。



重点地区

この地区でよく見られる自転車利用者の違反形態

- ⇒ 歩道で徐行や一時停止をしない
- ⇒ 車道の左側通行
- ⇒ 一時不停止
- ⇒ 並走

【重点地区】天理駅周辺地区

➤ 選定理由

- 天理駅周辺には大規模駐輪場があり、通勤、通学での自転車利用者が多く、駅から学校までの通学利用が時間帯で集中するため。
- 自転車関連事故 (R2～R3合計：18件)

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。
(承認番号 平29情使、第364号)

250m
1:4,500